三十五　金属若しくは炭素をマトリックスとする複合材料若しくはラミネートされたもの、炭素繊維若しくは無機繊維であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　炭素繊維であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）比弾性率が一〇、一五〇、〇〇〇メートルを超えるもの

（二）比強度が一七七、〇〇〇メートルを超えるもの

ロ　無機繊維であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）比弾性率が二、五四〇、〇〇〇メートルを超えるもの

（二）不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が一、六四九度を超えるもの

三十六　電波の吸収材若しくは導電性高分子の材料であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの

ロ　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のもののうち、可視光を透過しないもの

ハ　導電性高分子であって、体積導電率が一〇キロジーメンス毎メートルを超えるもの又は表面抵抗率が一〇〇オーム未満のもののうち、次のいずれかの重合体からなるもの

（一）ポリアニリン

（二）ポリパイロール

（三）ポリチオフェン

（四）ポリフェニレンビニレン

（五）ポリサイニレンビニレン

三十七　セラミックの複合材料であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次の（一）及び（二）に該当する繊維により強化されたもの

（一）比強度が一二、七〇〇メートルを超えるもの

（二）次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの

1　けい素及び窒素

2　けい素及び炭素

3　けい素、アルミニウム、酸素及び窒素

4　けい素、酸素及び窒素

ロ　粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

三十八　合金、その粉末又は合金材料の製造装置（コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。）であって、次のいずれかに該当する方法において使用するように設計したもの

イ　真空噴霧法

ロ　ガス噴霧法

ハ　回転噴霧法

ニ　スプラットクェンチ法

ホ　メルトスピニング法及び粉化法

ヘ　メルトエキストラクション法及び粉化法

ト　機械的合金法

チ　プラズマ噴霧法

三十九　チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具（型を含む。）であって、次のいずれかに該当するものを製造するように設計したもの